

空き家、空き店舗等情報登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市内の空き家、空き店舗等を有効に活用した地域住民によるつどい、憩い、学べる場づくりを支援するため、情報の収集と提供をシステム化した空き家、空き店舗等情報登録制度の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家、空き店舗等 居住若しくは営業の用に供していない又は供することを止める予定の家屋、店舗若しくは事務所、家屋若しくは店舗の一部、営業時間外の店舗、利用時間外の集会所若しくは公会堂などをいう。
- (2) 所有者等 空き家、空き店舗等に係る所有権の移転又は賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (3) 提供登録 自己又は親族等の所有する空き家、空き店舗等に関する情報を登録することをいう。
- (4) 利用登録 空き家、空き店舗等を有効に活用したつどい、憩い、学べる場づくりを行うため、空き家、空き店舗等に対する利用希望に関する情報を登録することをいう。

(提供登録)

第3条 提供登録をする者（以下「提供登録者」という。）は、情報提供登録書（兼登録台帳）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、情報提供登録書の提出があったときは、その内容を確認の上、登録台帳として整備するものとする。

(提供登録要件)

第4条 提供登録をする情報は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 賃貸料は、制度の趣旨を踏まえ廉価なものであること。
- (2) 賃貸期間は、6月以上であること。
- (3) つどい、憩い、学べる場の安定した運営を図るための配慮がされていること。

(提供登録情報の抹消又は変更の届出)

第5条 提供登録をした情報の抹消又は変更を希望する提供登録者は、市長に提供登録情報抹消・変更届出書（第2号様式）を提出しなければならない。

(利用登録)

第6条 利用登録をする者（以下「利用登録者」という。）は、情報利用登録書（兼登録台帳）（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、情報利用登録書の提出があったときは、その内容を確認の上、登録台帳として整備するものとする。

(利用登録要件)

第7条 利用登録者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 非営利団体であること。
- (2) 非営利団体として活動状況等運営管理体制の概要が確認できるものであること。
- (3) 空き家、空き店舗等の利用目的、内容等を記した事業計画等を策定している者であること。
- (4) 近隣住民へ配慮した事業の推進を図るものであること。
- (5) つどい、憩い、学べる場の安定した運営を図るための取組ができる者であること。

(利用登録事項の抹消又は変更の届出)

第8条 利用登録をした情報の抹消又は変更を希望する利用登録者は、市長に利用登録情報抹消・変更届出書(第4号様式)を提出しなければならない。

(情報の提供)

第9条 市長は、登録台帳を常に整備し、提供登録者又は利用登録者からの閲覧の申出があったときは、これに応じるものとする。

2 市長は、登録台帳を閲覧した提供登録者又は利用登録者から協議希望があったときは、提供登録者及び利用登録者と調整を行い、協議の場を設けるものとする。

3 市長は、登録台帳に記載された情報の一部をホームページ等で公開することができる。

(協議結果の報告)

第10条 利用登録者は、提供登録者及び利用登録者が行う協議をしたときは、協議結果報告書(第5号様式)によりその経過を市長に報告しなければならない。

(事業開始の報告)

第11条 提供登録者及び利用登録者の間で締結した賃貸借契約に基づき、当該利用登録者が事業を開始するときは、当該利用登録者は、事業開始報告書(第6号様式)によりその旨を市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第12条 提供登録者及び利用登録者は、本制度により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(免責事項)

第13条 市は、提供登録者及び利用登録者相互の貸借及び売買の協議などに関し、提供登録者、利用登録者又は第三者が被った損害については、一切関与しないものとする。

附則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。